運転免許証を自主返納された方への各種サービスについて

那須塩原市では、運転免許証を自主返納された方へ、「運転免許証自主返納者支援事業」として市内の公共交通機関で利用できる「共通乗車券」を交付しています。

また、外出の移動手段の確保が困難な高齢者や障害者に対しても支援事業があります。サービスごとに窓口が異なりますので、以下のチェックフローにて確認してください。

注意

「高齢者外出支援タクシー利用券」または「福祉タクシー券」の交付対象になる方は、運転免許証自主返納者支援事業の対象外となります。

★チェックフロー

身体障害者手帳１級、２級、３級
療育手帳Ａ１、Ａ２、Ａ
精神保健福祉手帳１級、２級
をお持ちですか

- はい → 「福祉タクシー利用券」の交付対象者となります。必要な方は申請してください。（社会福祉課）
- いいえ ↓

在宅生活で７０歳以上ですか

- いいえ → 「運転免許証自主返納者支援事業」の対象となります。（生活課）
- はい ↓

同居等の親族がいますか

- いいえ → 「高齢者外出支援タクシー利用券」の交付対象者となります。必要な方は申請してください。（高齢福祉課）
- はい ↓

同居等の親族による外出支援を受けられない※

- はい → 「高齢者外出支援タクシー利用券」の交付対象者となります。必要な方は申請してください。（高齢福祉課）
- いいえ ↓

「運転免許証自主返納者支援事業」の対象となります。（生活課）

※外出支援が受けられないとは・・・
家族で運転免許証をお持ちの方が、週５日以上お勤めか、または３か月以上の入院等。詳しくは窓口（高齢福祉課）へお問い合せください。

問合せ先
【運転免許証自主返納者支援事業】
生活課　交通対策係　　０２８７－６２－７１２７
【高齢者外出支援タクシー利用券】
高齢福祉課　高齢福祉係　０２８７－６２－７１３７
【福祉タクシー利用券】
社会福祉課　障害福祉係　０２８７－６２－７０２６